

太陽 Grant Thornton Advisory Insights

M&A 税務



バックナンバー
はこちらから▶

テーマ：ミニмумタックスを考慮したオーナー企業 M&A における役員退職金支給の活用

2025年に導入されたばかりのミニмумタックスが、導入僅か3年目の2027年から強化され、従来の「超」富裕層向けの規定が、富裕層向けの規定に拡大されます。これにより、M&Aで自社株式を売却するオーナーにとっては、大きな影響を受けるケースが出てきます。さらに、ミニмумタックスの影響により、株式譲渡対価の代わりにオーナーへ役員退職金を支給する、いわゆる退職金スキームが、従来よりも優位性が高くなってきます。本稿では、ミニмумタックスを考慮したオーナー企業 M&A における役員退職金支給の活用方法について解説します。

ミニмумタックスの仕組み

ミニмумタックスとは、2025年から導入された「極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置」のことで、基準所得金額が3.3億円超の納税者に対し、3.3億円控除後の所得に対する所得税額の割合が22.5%を下回る場合、22.5%との差分を追加課税する仕組みとなっています。そして、2026年の税制改正により、2027年からは、このミニмумタックスが強化され、基準所得金額が1.65億円超の納税者に対し、1.65億円控除後の所得に対する所得税額の割合が30.0%を下回る場合、30.0%との差分を追加課税することになっています。

この基準所得金額とは、通常の所得税の申告対象となる給与所得、事業所得、不動産所得、退職所得、株式・不動産の譲渡所得といった所得金額のほか、申告不要とした上場株式等に係る配当所得等、一般株式等に係る少額配当の配当所得、源泉徴収ありの特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等を加えて算出します。給与所得、事業所得など総合課税（所得税率0%～45%の累進税率）が適用される所得が高額な場合、ミニмумタックスを気にする必要はないですが、株式・不動産の譲渡所得などの一律の税率（15%など）が適用される分離課税の所得が高額で、全体の所得に占める割合が高い場合には、注意が必要です。仮に、年間の所得が株式譲渡所得（所得税率15%）のみの場合、2025年～2026年では、所得が約9.9億円以上、2027以降では所得が約3.3億円以上で、ミニмумタックスによる追加課税を受けることとなります。

ミニмумタックスは、下記の算式で計算した金額が通常の所得税額を超える場合、その差分を追加納税する

【2025年～2026年】

$(\text{基準所得金額} - 3.3 \text{ 億円}) \times 22.5\%$

【2027年以降】

$(\text{基準所得金額} - 1.65 \text{ 億円}) \times 30.0\%$

※ 基準所得金額は、通常の所得税の申告対象となる給与所得、事業所得、不動産所得、退職所得、株式・不動産の譲渡所得といった所得金額のほか、申告不要とした上場株式等に係る配当所得等、一般株式等に係る少額配当の配当所得、源泉徴収ありの特定口座の上場株式等に係る譲渡所得等を加えて算出

オーナー企業を買収する場合の役員退職金支給の活用

オーナー企業を買収する場合、株式譲渡対価の一部について、譲渡対価の代わりにオーナーへの役員退職金として支給するケースがよくあります。これは、役員退職金は勤続年数に応じた退職所得控除を控除した後の金額に2分の1を乗じて退職所得が計算されることで、結果として、株式譲渡益課

税（所得税率 15%、復興所得税・住民税を合わせて 20.315%）よりも、税負担が軽減される場合があるからで、退職金スキームとされています。

ここで設例を見てみましょう。

《設例 1》

A：オーナー個人に株式譲渡対価 3 億円

B：オーナー個人に株式譲渡対価 2 億円、役員退職金 1 億円（勤続年数 30 年）受給

※ 株式譲渡所得税の計算上、概算取得費（収入の 5%）を用いるものとします。

この場合、それぞれの手取金額は次の通りとなります。

A の場合の 手取金額	【株式譲渡】 $(300M \times 95\%) \times (1 - 20.315\%) = \underline{227M}$
B の場合の 手取金額	【株式譲渡】 $(200M \times 95\%) \times (1 - 20.315\%) = 151M$ 【退職金】 $100M - (100M - 15M) \times 0.5 \times \text{累進税率} = 81M$ ※ 15M：退職所得控除（勤続年数 30 年） 【合計】 $151M + 81M = \underline{232M}$

A・B いずれもオーナー個人の収入は 3 億円ですが、手取金額では、B のほうに若干の優位性があります。また、オーナーの手取額の優位性だけでなく、買い手側でも、買収に伴う自社からの拠出金額を抑えることが可能となり、さらに、買収後の被買収会社の課税所得を圧縮することができるといったメリットも存在します。但し、役員退職金は無制限に損金算入される訳ではなく、過大退職金として否認されるリスクがあることに留意が必要です。

ミニマムタックスにおける退職金の位置づけ

ミニマムタックスの導入後は、上述の退職金スキームが、より効果的になるケースが出てきます。これは、退職金が、勤続年数に応じた退職所得控除額を控除した後の金額に 2 分の 1 を乗じた金額が退職所得として計算されることから、退職金額に対する所得税の負担率が最大で 22.5%弱（所得税の累進税率の最高税率 45%の 2 分の 1）となる一方で、退職所得に対する所得税の負担率は最大で 45%弱（累進税率の最高税率）と高くなることから、ミニマムタックスによる影響は受けないことになるからです（少額の退職金支給の場合を除きます）。

【退職金に係る所得税の計算の仕組】

$$(\text{退職金額} - \text{退職所得控除額}) \times 0.5 = \text{退職所得}$$

$$\text{退職所得} \times \text{所得税の累進税率 (0\% \sim 45\%)}$$

- ※ 特定役員退職手当等、短期退職手当等に該当する場合は、計算式が異なる。
- ※ 退職所得控除額は、勤続年数が 20 年以下の場合は 40 万円 × 勤続年数（但し、最低 80 万円）、勤続年数が 20 年超の場合は 800 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 万円) で計算
- ※ 別途、復興所得税（所得税額の 2.1%）と住民税（10%）が課税

ここで設例を見てみましょう。

《設例 2》

A：オーナー個人に株式譲渡対価 20 億円の場合

B：オーナー個人に株式譲渡対価 15 億円、役員退職金 5 億円（勤続年数 30 年）支給

※ 株式譲渡所得税の計算上、概算取得費（収入の 5%）を用いるものとします。

※ 上記以外の所得は無いものとし、上記 A、B の場合、それぞれについて、2024 年（ミニマムタックス導入前）、2025 年（ミニマムタックス 22.5%）、2027 年（ミニマムタックス 30.0%）の 3 年度において、比較を実施します（簡便化のため、所得税のみで比較を実施します。なお、ミニマムタックスは、住民税には適用されないものの、復興所得税は、所得税額の 2.1% を上乗せする仕組みとなっていることから、ミニマムタックスの影響を受けることになります）。

■ 2024 年（ミニマムタックス導入前）

	収入	所得金額	通常の所得税額	ミニマムタックス税額	最終的な所得税額
A	株式譲渡 2,000M	株式譲渡 1,900M	株式譲渡 285M	なし	285M
B	株式譲渡 1,500M 退職金 500M 合計 2,000M	株式譲渡 1,425M 退職所得 243M 合計 1,668M	株式譲渡 214M 退職所得 104M 合計 318M	なし	318M

※ A の場合のほうが、所得税額が 33M（318M－285M）少なくなります。

■ 2025 年（ミニマムタックス：税率 22.5%、控除額 3.3 億円）

	収入	所得金額	通常の所得税額	ミニマムタックス税額	最終的な所得税額
A	株式譲渡 2,000M	株式譲渡 1,900M	株式譲渡 285M	353M	353M
B	株式譲渡 1,500M 退職金 500M 合計 2,000M	株式譲渡 1,425M 退職所得 243M 合計 1,668M	株式譲渡 214M 退職所得 104M 合計 318M	301M	318M

※ B の場合のほうが、所得税額が 35M（353M－318M）少なくなります。

■ 2027 年（ミニマムタックス：税率 30.0%、控除額 1.65 億円）

	収入	所得金額	通常の所得税額	ミニマムタックス税額	最終的な所得税額
A	株式譲渡 2,000M	株式譲渡 1,900M	株式譲渡 285M	521M	521M
B	株式譲渡 1,500M 退職金 500M 合計 2,000M	株式譲渡 1,425M 退職所得 243M 合計 1,668M	株式譲渡 214M 退職所得 104M 合計 318M	451M	451M

※ B の場合のほうが、所得税額が 70M（521M－451M）少なくなります。

ミニマムタックスの導入及び強化によって、A 及び B のそれぞれの場合における所得税の負担が重くなっていることだけでなく、A 及び B の比較結果が、2024 年・2025 年・2027 年で大きく変わっていることがわかります。ミニマムタックス導入前は、A が有利でしたが、2025 年のミニマムタックスの導入、そして 2027 年のミニマムタックスの強化によって、B の優位性が段階的に高くなっています。

お見逃しなく！

退職金スキームは、ミニマムタックスの影響で、従来よりも優位性が高くなっており、今後、オーナー企業を買収する M&A においては、これまで以上に、積極的に採用される可能性が高いと思われます（もちろん、2026 年中はミニマムタックス強化前の駆け込みの M&A が増えることも予想されます）。しかし、役員退職金については、後々、支給額が過大であるとして否認された場合、すなわち過大退職金となった場合には、過大部分が損金不算入とされ、被買収会社に追徴課税といった事態に発展します（過大退職金となったとしても、オーナー個人は、「退職により一時に受ける給与」に該当する限り、退職所得として取り扱われるため、追徴課税は発生しません）。

ミニマムタックスの導入など、税制は年々、複雑化しており、簡単にシミュレーションすることも難しくなっていますが、オーナーの手取額の最大化だけに着目して、安易に高額な役員退職金を支給するのではなく、M&A 関連の税制やストラクチャリングに詳しい専門家を交え、慎重に M&A ストラクチャーを決定していく必要があると思われます。